

制定 平成13年4月2日

国立美術館規則第 1 号

[一部改正：平成13年 9月 5日 国立美術館規則第61号]  
 [一部改正：平成14年10月24日 国立美術館規則第23号]  
 [一部改正：平成15年 3月31日 国立美術館規則第26号]  
 [一部改正：平成15年 4月21日 国立美術館規則第 1号]  
 [一部改正：平成15年 8月15日 国立美術館規則第 5号]  
 [一部改正：平成16年 3月18日 国立美術館規則第 5号]  
 [一部改正：平成16年 6月11日 国立美術館規則第13号]  
 [一部改正：平成17年 4月19日 国立美術館規則第 2号]  
 [一部改正：平成18年 3月31日 国立美術館規則第 2号]  
 [一部改正：平成18年 6月20日 国立美術館規則第36号]  
 [一部改正：平成19年 7月31日 国立美術館規則第 9号]  
 [一部改正：平成20年 6月30日 国立美術館規則第 4号]  
 [一部改正：平成21年 3月31日 国立美術館規則第27号]  
 [一部改正：平成24年 8月24日 国立美術館規則第13号]  
 [一部改正：平成25年 6月21日 国立美術館規則第 7号]  
 [一部改正：平成26年 3月31日 国立美術館規則第 6号]  
 [一部改正：平成27年 6月30日 国立美術館規則第12号]  
 [一部改正：平成28年 9月15日 国立美術館規則第 3号]  
 [一部改正：平成30年 2月 8日 国立美術館規則第 9号]  
 [一部改正：平成31年 1月29日 国立美術館規則第32号]  
 [一部改正：令和 2年 1月31日 国立美術館規則第 1号]  
 [一部改正：令和 3年11月29日 国立美術館規則第11号]  
 [一部改正：令和 4年 3月25日 国立美術館規則第 5号]  
 [一部改正：令和 4年 4月22日 国立美術館規則第 8号]  
 [一部改正：令和 4年 9月30日 国立美術館規則第13号]  
 [一部改正：令和 5年 3月24日 国立美術館規則第20号]  
 [一部改正：令和 5年 4月24日 国立美術館規則第34号]  
 [一部改正：令和 7年 3月28日 国立美術館規則第 6号]

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めることを目的とする。

### (美術館の名称及び位置)

第2条 国立美術館が設置する美術館（以下「館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称       | 位 置     |
|-----------|---------|
| 東京国立近代美術館 | 東京都千代田区 |
| 京都国立近代美術館 | 京都府京都市  |
| 国立映画アーカイブ | 東京都中央区  |
| 国立西洋美術館   | 東京都台東区  |
| 国立国際美術館   | 大阪府大阪市  |

|        |       |
|--------|-------|
| 国立新美術館 | 東京都港区 |
|--------|-------|

(事務所)

第3条 国立美術館の主たる事務所（以下、「本部」という。）を東京都千代田区に置く。

2 従たる事務所を東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館に置く。

(役員)

第4条 国立美術館に役員として、理事長、理事三人及び監事二人を置く。

2 理事長は、理事のうち一人を副理事長に命ずることができる。

(役員の職務及び権限)

第5条 理事長は国立美術館を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、国立美術館を代表し、理事長を補佐して国立美術館の業務を掌理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して国立美術館の業務を掌理する。

4 監事は、国立美術館の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

5 理事長に事故があるとき又は欠員のときは、副理事長がその職務を代理し又はその職務を行う。

6 理事長及び副理事長に事故のあるとき又は欠員のときは、理事長の定めるところにより、他の理事のうち一人がこれに当たる。

(本部等)

第6条 本部に事務局及び国立アトリサーチセンターを置く。

2 事務局に総務企画課、財務課及び渉外・広報課を置く。

3 国立アトリサーチセンターの組織については、別に定める。

4 事務局は、国立美術館の事務に関し総括し、及び連絡調整を行う。

5 国立アトリサーチセンターは、国立美術館の事務のうち美術振興の総合的推進に関する事務を行う。

6 監事のもとに監査室を置く。

(組織)

第7条 東京国立近代美術館に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 運営管理部
- 二 企画課
- 三 美術課

2 前項第1号で定める運営管理部に、次の三課を置く。

- 一 総務課
- 二 会計課
- 三 渉外・広報課

- 3 前1項で定める組織のほか、東京国立近代美術館に、国立工芸館を置く。
- 4 前項で定める国立工芸館に、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 工芸課
- 5 京都国立近代美術館に、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 学芸課
- 6 国立映画アーカイブに、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 学芸課
- 7 国立西洋美術館に、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 学芸課
- 8 国立国際美術館に、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 学芸課
- 9 国立新美術館に、次の二課を置く。
  - 一 総務課
  - 二 学芸課

## 第2章 職制

### (館長)

第8条 各館に館長を置く。

- 2 館長は、理事長が行うものの他、理事及び美術館運営に高い識見を有する者の中から理事長が命ずる。
- 3 館長は、当該館の事務を掌理する。

### (副館長等)

第9条 各館に副館長を置くことができ、国立工芸館に国立工芸館長を置くことができる。

- 2 副館長は館長を助け、当該館の事務を整理する。
- 3 館長に事故があるとき又は欠員のときは、副館長（副館長を置いていない館においては、館長の定める者）がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 4 国立工芸館長は東京国立近代美術館長を助け、国立工芸館の事務を整理する。

### (副理事)

第9条の2 本部に副理事を置くことができる。

- 2 副理事は、理事長の命を受け、国立美術館の業務のうち特定の重要事項に係る事務を掌理する。

### (審議役)

第9条の3 本部に審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、理事長の命を受け、国立美術館の管理運営に係る専門的な重要事項に係る事務を掌理する。

### (学芸調整役)

第9条の4 本部に学芸調整役を置くことができる。

- 2 学芸調整役は、理事長の命を受け、各館横断的な調査研究業務及びその他の学芸に係る専門的な重要事項に係る事務を掌理する。

(事務局長、次長、部長、課長及び担当課長)

第10条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局に必要な応じて次長を置くことができる。
- 3 部に部長、課に課長を置く。
- 4 事務局長は、事務局の事務を掌理し、次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 5 部長は、部の業務を処理し、課長は、課の業務を処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事長及び各館長が特に命じる事項を担当させるため、本部及び各館に担当課長を置くことができる。

(国立アトリサーチセンター長等)

第10条の2 国立アトリサーチセンターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、美術振興に関し高い識見を有する者の中から理事長が命ずる。
- 3 センター長は、国立アトリサーチセンターの事務を掌理する。
- 4 国立アトリサーチセンターに副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長はセンター長を助け、国立アトリサーチセンターの事務を整理する。

(学芸担当課長)

第10条の3 国立アトリサーチセンターに学芸担当課長を置く。

- 2 前項の規定によるもののほか、本部に学芸担当課長を置くことができる。
- 3 学芸担当課長は、理事長が特に命じる事項に係る事務を担当する。

(室長)

第11条 各課その他本部、各館及び国立工芸館（以下「各課等」という。）に室を置き、室に室長を置くことができる。

- 2 監査室に室長を置くことができる。
- 3 室長は、上司の命を受けて、各課等の業務のうち一定の範囲のものを分掌する。

第12条 削除

(主任研究員)

第13条 国立アトリサーチセンター並びに各館及び国立工芸館の各課（総務課、会計課及び渉外・広報課を除く。）に主任研究員を置く。

- 2 前項の規定によるもののほか、本部及び各館に主任研究員を置くことができる。
- 3 主任研究員は、上司の命を受けて、専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

(課長補佐)

第13条の2 事務局各課並びに各館総務課、会計課及び渉外・広報課（以下「事務局等」という。）並びに国立工芸館総務課に副課長を置くことができる。

2 副課長は、上司の命を受けて、課長を補佐し、その課の事務を処理する。

(専門員及び専門職員)

第14条 各課等に専門員又は専門職員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受けて、高度の専門的知識を必要とする事務の処理に当たる。

3 専門職員は、上司の命を受けて、専門的知識を必要とする事務の処理に当たる。

(係長及び主任)

第15条 事務局各課並びに各館総務課、会計課及び渉外・広報課並びに国立工芸館総務課に係長を置く。

2 前項の規定によるもののほか、室に係長を置くことができる。

3 事務局等、国立工芸館及び室に主任を置くことができる。

4 係長及び主任は、上司の命を受けて、事務局等、国立工芸館又は室の業務のうち一定の範囲のものを分掌する。

### 第3章 事務分掌

(本部の事務)

第16条 本部においては、次条の所掌にかかるものを除き、次の事務をつかさどる。

- 一 理事の任免、役員の報酬及び退職手当に関する事。
- 二 国立美術館職員の勤務条件その他人事に関する事。
- 三 国立美術館職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 四 機密に関する事。
- 五 公印の制定及び保管に関する事。
- 六 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 七 国立美術館の情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- 八 国立美術館の規則の制定、改廃に関する事。
- 九 中期計画・年度計画等に関する事。
- 十 業務の評価及び監査に関する事。
- 十一 文部科学大臣の認可、承認又は指定を受けるべき事務に関する事。
- 十二 本部の所掌事務に関する連絡調整に関する事。
- 十三 国立美術館の所掌に係る経費の予算、決算及び資金管理に関する事。
- 十四 国立美術館の所掌に係る経費の収入、支出及び契約に関する事。
- 十五 国立美術館の所掌に係る経費の会計の監査に関する事。
- 十六 会計システムの運用管理に関する事。
- 十七 共済組合に関する事。
- 十八 国立美術館の渉外・広報に関する事。
- 十九 国立美術館が実施する教員、学芸員等を対象とした研修等に関する事。
- 二十 全国の学校及び美術館等における鑑賞補助教材の開発等に関する事。
- 二十一 国立美術館の情報、情報ネットワーク及び資料に関する事。
- 二十二 国立アトリサーチセンターの業務に関する事。
- 二十三 その他国立美術館内の他の分掌に属さない本部事務に関する事。

(東京国立近代美術館運営管理部等及び各館総務課の事務)

第17条 東京国立近代美術館運営管理部、国立工芸館総務課及び各館総務課においては、次の事務をそれぞれつかさどる。

- 一 各館の職員の人事に関すること。
- 二 各館の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 各館の機密に関すること。
- 四 各館の館印及び職務印の保管に関すること。
- 五 各館の文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 各館の情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- 七 各館の館内諸規程の制定、改廃に関すること。
- 八 各館の中期計画、年度計画等に関すること。
- 九 各館の業務の評価及び監査に関すること。
- 十 各館の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 十一 各館の所掌に係る経費の予算、決算及び資金管理に関すること。
- 十二 各館の所掌に係る経費の収入、支出及び契約に関すること。
- 十三 各館の所掌に係る経費の会計の監査に関すること。
- 十四 各館の会計システムの運用管理に関すること。
- 十五 各館の共済組合に関すること。
- 十六 各館の財産及び物品の管理に関すること。
- 十七 各館の館内の管理に関すること。
- 十八 各館の展示品の保全のための警備に関すること。
- 十九 各館の施設を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、各館の所掌事務で他の所掌に属さないこと。

(東京国立近代美術館の事務(企画課、美術課及び国立工芸館工芸課))

第18条 東京国立近代美術館の企画課、美術課、工芸課においては、次の事務をつかさどる。

一 企画課

- ア 近・現代美術に関する作品その他の資料の公衆への供覧に関し、企画し、及び立案すること。  
(国立工芸館工芸課の所掌に属するものを除く。)
- イ アの事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- ウ ア及び次号アの事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- エ ウ及び次項ウに関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- オ ア及び次号アの事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- カ アからオまで及び次号の事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- キ アからオまで及び次号の事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。
- ク 前条第十九号の実施に関する協力を行なうこと。

二 美術課

- ア 近・現代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。(企画課及び国立工芸館工芸課の所掌に属するものを除く。)

- イ アの事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- ウ 前号エの実施に関する協力を行うこと。
- エ 前条第十九号の実施に関する協力を行なうこと。
- 2 国立工芸館工芸課においては、次の事務をつかさどる。
  - ア 工芸（近代美術に係るものに限る。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
  - イ アの事務に関連する調査及び研究を行うこと。
  - ウ アの事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
  - エ 前項第一号エの実施に関する協力を行うこと。
  - オ アの事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
  - カ アからオまでの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
  - キ アからオまでの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。
  - ク 前条第十九号の実施に関する協力を行なうこと。

（京都国立近代美術館の学芸課の事務）

第19条 京都国立近代美術館の学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 近・現代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 二 第一号の事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 三 第一号の事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 第三号に関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- 五 第一号の事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第17条第十九号の実施に関する協力を行うこと。
- 七 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。

（国立映画アーカイブの学芸課の事務）

第20条 国立映画アーカイブの学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 映画に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 二 第一号の事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 三 第一号の事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前号に関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- 五 第一号の事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第17条第十九号の実施に関する協力を行うこと。
- 七 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言

を行うこと。

(国立西洋美術館の学芸課の事務)

第21条 国立西洋美術館の学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 西洋美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、昭和三十年十月八日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品その他の資料を保管し、公衆の観覧に供すること。
- 二 第一号の事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 三 第一号の事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 第三号に関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- 五 第一号の事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第17条第十九号の実施に関する協力を行うこと。
- 七 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。

(国立国際美術館の学芸課の事務)

第22条 国立国際美術館の学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 二 第一号の事務に関連する調査及び研究を行うこと。
- 三 第一号の事務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 第三号に関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- 五 第一号の事務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 六 第17条第十九号の実施に関する協力を行うこと。
- 七 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- 八 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。

(国立新美術館の学芸課の事務)

第23条 国立新美術館の学芸課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 我が国の美術創造活動の活性化のために必要な美術に関する作品を公衆の観覧に供すること。
- 二 第一号の事務に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 第一号の事務に関連する情報及び資料並びに国内外の美術展その他の美術に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前号に関する情報システムの整備及びネットワークの構築に関すること。
- 五 第一号の事務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事務を行うこと。
- 六 第17条第十九号の実施に関する協力を行うこと。

七 全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に際し、求めに応じて援助及び助言を行うこと。

八 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。

九 第一号から第五号までの事務に関し、美術館その他これに類する施設に対し、援助及び助言を行うこと。

(客員研究員)

第24条 国立アトリサーチセンター及び各館に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は上司の命を受け、国立アトリサーチセンター及び各館において行う調査研究等に参画する。

3 客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(~~室~~本部の課等の事務分掌)

第25条 本部の課及び室、国立アトリサーチセンターの内部組織並びに監査室の事務分掌は、別に定める。

2 東京国立近代美術館の課（総務課、会計課及び渉外・広報課に限る）及び室並びに国立工芸館の室の事務分掌は、館長が別に定める。

3 各館の室の事務分掌は、館長が別に定める。

(運営委員会)

第26条 国立美術館に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、理事長が諮問する国立美術館の管理運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、理事長に対して助言を行う。

3 運営委員は十二人以内とし、業務の適正な運営に必要な学識経験のある者の中から理事長が委嘱する。

4 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第27条 国立美術館に外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会は、単年度ごとの業務の実績に関する評価を行う。

3 外部評価委員は、六名以内とし、国立美術館の業務に関し識見を有する者の中から理事長が委嘱する。

4 外部評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(国立アトリサーチセンター専門委員会)

第27条の2 国立アトリサーチセンターに専門委員会を置く。

2 専門委員会は、国立アトリサーチセンターの管理運営に関する重要事項について、理事長又はセンター長の諮問に応じて審議し、理事長又はセンター長に対して助言を行う。

3 専門委員は十二人以内とし、美術振興に関し識見を有する者の中から理事長が委嘱する。

4 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評議員会)

第28条 各館に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、各館の管理運営に関する重要事項について、館長に助言する。
- 3 評議員は、各館二十人以内とし、学識経験のある者の中から館長が委嘱する。
- 4 評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

#### 第4章 雑則

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成13年9月5日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は平成15年4月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２７年６月３０日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年１１月２９日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年５月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年３月２８日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。